\bigcirc 総 務省令第 百 九 号

電 波 法 昭 和 <u>-</u> + 五. 年 法 律 第 百 三十 号) \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き、 及 び 同 法 を 実 施 す る た め、 電 波 法 施 行

令

規

則

 \mathcal{O}

部

を

改

Ē

す

る

省

令を

次

 \bigcirc

ように

定め

る。

和 二年十二月 日

総 務 大 臣 武 田 良太

電 波 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 省 令

次 電 \mathcal{O} 波 表 法 に 施 ょ 行 り、 規 則 改正 昭 前 和 欄 + に 撂 五 げ 年 る規定 電 波 監 \mathcal{O} 理委 傍 線 員 を付 会規 則 L た部分をこれ 第 + 匹 号) Oに対応する改正 __ 部 を次の ように 後 欄 改 に 正 撂 す げる規定 る。

 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 \mathcal{O} ょ う ĺ 改 8 る。

改 正 後	改 正 前
(業務規程の記載事項)	(業務規程の記載事項)
でだりると高言により上に高さしまいらいに背長でこるげるとろ(人でこうをこう)で、第五十一条の七年法第百二条の十七第五項において準用する法第三十九条の五第一項の総務省令	できりると常言に入り上に真に真角に赤皮が角に赤に高げる美名ではていりをこのいて、ほど、第五十一条の七、法第百二条の十七第五項において準用する法第三十九条の五第一項の総務省令
会相談業務等」という。)の実施に関する事項は、次のとおりとする。	いう。)の実施に関する事項は、次のとおりとする。
[一~六 略]	[一~六 同上]
備考 表中の []の記載は注記である。	

附 則

(施行期日

 \mathcal{O} 省 令 は 令 和 \equiv 年 匹 月 日 か 5 施 行 す る。

1

(準備行為)

に

関

す

る

事

項

に

0

1

7

業

務

規

程

を定

 \Diamond

ることが

できる。

2 \mathcal{O} \mathcal{O} お 省 規 電 1 定 令 て 波 に に 法 ょ ょ 新 \mathcal{O} る 法 る _ ح 改 認 部 を 正 可 を 改 後 1 う。 \mathcal{O} 受 正 電 け す ょ $\overline{}$ る 波 う 法 第 法 کے 施 百 律 す 行 条 規 る 令 則 者 \mathcal{O} 和 第 は + 五 七 年 + - \sum_{i} 第 法 \mathcal{O} 五 律 条 省 第 項 \mathcal{O} 令 に 十三 七 \mathcal{O} お に 施 ****\ 号) 規 て 行 定 準 \mathcal{O} に す 日 用 る す ょ 前 照 に る る 会 な 新 改 相 法 正 1 談 て 第 後 業 \equiv £ \mathcal{O} 電 務 + 等 照 九 波 を 会 条 法 **,** \ 相 \mathcal{O} う。 以 談 五 第 業 下 務 \mathcal{O} 等 項 \mathcal{O} 前 実 項 施 段 に